

史跡玉川上水整備活用計画検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 史跡玉川上水整備活用計画について検討するため、玉川上水中流部の具体的な整備活用等に関して、学識経験者等の識見と経験から意見・助言を得ることを目的に、「史跡玉川上水整備活用計画検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるとともに、助言を行う。

- (1) 史跡玉川上水の保存管理に関すること。
- (2) 史跡玉川上水の整備活用に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(構 成)

第3条 検討委員会は、6名以内の委員で構成し、委員は、水道局長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第5条 検討委員会に、委員の互選による委員長を置く。

- 2 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者を出席させ、又は他の方法により意見を聞くことができる。

(会議等の公開)

第7条 会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議等」という。)は、原則として公開とする。ただし、委員長は公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(検討委員会の庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、東京都水道局経理部管理課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する